資料４

議題（４）

第２期千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）案について

第２期千葉市こども未来応援プラン
－子どもの貧困対策推進計画－

令和５年度～令和９年度

【概要】

（案）

令和５年〇月

千　葉　市

計画策定にあたって

1　計画策定の趣旨

千葉市（以下、「本市」という。）において、関連する各部局が連携を図りながら、子どもの未来を応援するための教育、生活、就労・経済的な支援施策を体系的に整理し、総合的に推進するため、平成 29 年３月に「千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）」（以下、「第 1 期計画」という。）を策定し、全庁横断的に子どもの貧困対策を推進してきました。

その後、令和元年６月には、法律が一部改正され、さらに、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施するなどの基本的な考え方の下、令和元年 11 月に新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

令和２年に入ってからは、新型コロナウイルスの感染が世界的に拡大し、日本においても新型インフルエンザ等対策特別措置法による緊急事態宣言を発令するなど、これまでの生活が大きく変化しました。働き方の変更や収入減少などの影響があった家庭も多く、今後も厳しい状況が続くことが懸念されます。

これらの状況を勘案し、全ての子どもが、家庭の環境や経済的な状況によらず、等しく健やかに成長し、夢や希望をもって将来を歩んでいけるよう、第１期計画における取組を継承しつつ「第２期千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

2　計画の位置づけと他計画との関係

本計画は、法律や大綱の趣旨を踏まえ、令和５年度から開始する「千葉市基本計画」を上位計画として、また「千葉市こどもプラン（第２期）」、「第３次千葉市学校教育推進計画」、「第６次千葉市生涯学習推進計画」、「健やか未来都市ちばプラン」、「千葉市貧困対策アクションプラン」等の個別計画における課題、背景や基本的な考え方、各種施策を基本として、子どもの未来を応援するための基本理念、施策を体系的に整理し、総合的に推進するための今後の取組みを示すものです。

3　計画の期間

本計画の期間は、令和５年度から令和９年度までの５か年とし、法律・大綱の改正や社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを図ることとします。

本市における子どもの貧困の状況

1　全国の子どもの貧困の状況

日本の相対的貧困率は、全体で15.4％（新基準は15.7％）、子どもで13.5％（新基準は14.0％）となっています。特に、「子どもがいる現役世帯」のうち大人が１人の世帯（ひとり親世帯）の相対的貧困率は48.1％（新基準は48.3％）と、大人が2人以上いる世帯に比べて非常に高い水準にあるなど、その状況は依然として高いものとなっています。

貧困率の年次推移

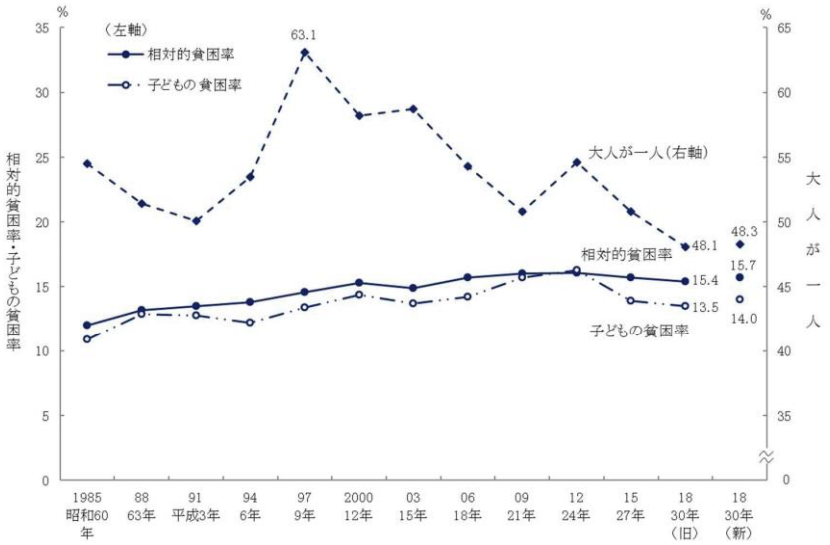

＜「絶対的貧困」と「相対的貧困」について＞

「絶対的貧困」とは、人間として最低限の生活をも営むことができないような貧困状態をいい、「相対的貧困」とは、属する社会（国等）における平均的な生活水準よりも、相対的に低い所得水準にあることをいいます。

つまり、「絶対的貧困」とは、家計の収入と支出との比較により、「相対的貧困」とは、家計の収入と属する社会における他者の収入との比較により、捉えています。

従って、「相対的貧困」とされる人の所得水準は比較対象としての社会（国等）によって異なり、当該社会（国等）における貧困線となる所得額も、その社会自体の経済状況等に伴い変動することとなります。

なお、「相対的貧困率」でいう所得は「可処分所得（収入から直接税・社会保険料を除いたいわゆる手取り収入）」のみで算出されており、現物給付や資産の保有状況は反映されていません。

計画の基本的な考え方

1　基本理念

【 基 本 理 念 】

「子どもの現在および将来がその生まれ育った
環境によって左右されることのない社会」
「全ての子どもたちが夢と希望を持って
成長していける社会」の実現

【 基 本 目 標 】

1　教育の支援
2　生活の安定に資する切れ目のない支援
3　職業生活の安定と向上に資する就労の支援
4　子ども・家庭に支援がつながる連携体制の強化

次代を担う子どもたちの未来は、家庭とともに社会も責任を負っています。

家庭の経済的な事情によって子どもの未来が左右されることなく、全ての子どもと家庭において、子ども自身の意思と能力に応じた教育が受けられる機会と権利、そして健全な育成環境が保障されることが重要です。

本計画では、第１期計画を踏襲しつつ、子どもの将来のみならず現在も重視し、「子どもの現在および将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会」、「全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会」の実現を基本理念として、学習の機会均等と貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境整備を推進し、引き続き「千葉市で学んでよかった」と子どもが思える教育と、『こどもがここで育ちたいと思うまち「ちば」』の実現を目指します。

2　施策体系表

基本理念、基本目標（取組みの視点）を踏まえ、以下の施策体系表に基づき、子どもの未来を応援する施策に取り組んでいきます。

基本目標	取組みの視点	施策
1 教育の支援	（1）「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開	①　学校教育による学力保障
		②　学校を窓口とした福祉関連機関等との連携
		③　地域と学校との連携強化
		④　キャリア教育の推進
		⑤　学校給食による食育の推進
	（2）教育の機会均等の推進	①　幼児教育・保育の無償化の推進・質の向上
		②　就学支援の充実
		③　生活困窮世帯等への学習支援
		④　大学等進学の支援
2 生活の安定に資する切れ目のない支援	（1）保護者の生活支援	①　親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援
		②　保護者の自立支援
		③　保育等の確保
		④　保護者の健康確保
		⑤　住宅の支援
	（2）子どもの生活支援	①　児童養護施設等の退所児童等の支援
		②　食育の推進に関する支援
		③　子どもの生活支援や居場所づくり
	（3）子どもの就労支援	
3 職業生活の安定と向上に資する就労の支援	（1）保護者の就労支援	①　保護者の就労支援
		②　保護者の学び直しの支援
		③　就労機会の確保
	（2）経済的な支援	①　手当等の支給、各種負担の軽減など
		②　養育費の確保に関する支援
4 子ども・家庭に支援がつながる連携体制の強化	（1）連携体制の強化	
	（2）支援人材の育成	
	（3）社会全体での子どもの支援	
	（4）子どもの貧困対策に関する情報の収集	

計画推進にあたって

1　推進体制

本市では、平成28年度より、大綱に規定された子どもの貧困対策を実施する関係各課からなる「千葉市子どもの貧困対策推進協議会」を設置し、子どもの貧困対策に関する総合的な企画や連絡調整を行うこととしております。

当推進協議会において、関係各課が連携して本計画を推進していきます。

2　計画の進行管理

本計画の進捗状況を確認するため、毎年度、庁内各課の計画事業の取組状況を調査し、公表していきます。

3　数値目標

次の指標については独自に目標を設置し、特に重点的に取り組んでいきます。

指標①「進学率」	本市			全国	千葉県	令和9年度
	生活保護世帯児童※1	児童養護施設等児童※2	全児童平均※3	全児童平均（参考）※3	全児童平均（参考）※3	目標
高等学校等進学率	93.6%	100.0%	99.3%	99.2%	99.3%	本市全児童と同等に近づける
高校卒業後進学率	46.6%	66.7%	85.5%	79.5%	83.0%	
大学等	22.8%	33.3%	62.0%	57.4%	58.2%	
専修学校等	23.8%	33.3%	23.5%	22.1%	24.8%	
高校卒業後(進学率＋就職率)	80.3%	100.0%	93.6%	95.3%	94.5%	100%に近づける

※1：令和4年4月1日　本市保護課調べ
※2：令和4年4月1日　本市児童相談所調べ
※3：文部科学省「学校基本調査」（令和3年度）

※３については、「学校基本調査」の公表が令和４年１２月予定のため、令和３年度の数値となっています。
公表され次第差し替えます。

指標②「スクールソーシャルワーカーの対応件数」

目標（令和3年度は実績）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
スクールソーシャルワーカー配置人数	10人	12人	12人	13人	14人	14人	15人
対応件数	**206件**	240件	240件	260件	280件	280件	**300件**

○令和3年度実績　206件　から　令和9年度　300件　に伸ばすことを目標とする
（令和3年度実績から、配置人数×20件で計上）
（支援内容を「貧困」に限定せず、全対応件数を集計）

施策の展開

１　教育の支援

（１）「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開

地域に開かれたプラットフォームとして学校を位置づけ、総合的な子どもの貧困対策を行います。

事業名	事業概要	所管課
ライトポート管理運営事業	不登校児童生徒に対して、個別のカウンセリング・体験活動や集団での活動・個に応じた学習指導等を行い、学校生活への復帰や社会的自立を支援します。	教育センター
SNSを活用した教育相談	市立中学校・高等学校・中等教育学校の生徒のいじめや不登校をはじめとする様々な悩みに応えるため、SNSを活用した教育相談を行います。	教育支援課
ICT支援の継続	各学校のニーズに合わせ、ICTを活用した授業等に関する支援を継続して行うことで、GIGAスクール構想により導入された１人１台端末(通称ギガタブ)を活用した教育を充実させます。	教育センター

（２）教育の機会均等の推進

家庭の経済状況にかかわらず、学習の機会均等を図るため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や幼児教育・保育の無償化の取組み等を推進します。

事業名	事業概要	所管課
幼児教育・保育の無償化	幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園・保育所・認定こども園を利用する3歳以上児及び低所得者世帯の3歳未満児の利用料を無償化とし、保護者の経済的負担を軽減します。	幼保支援課 幼保運営課
幼保小連携・接続の推進	子どもの発達や学びの連続性・一貫性を確保するとともに、幼児期の教育の充実を図るため、指定校を中心とした連携・交流活動の定着・活性化、接続期のカリキュラムの作成・普及、家庭に向けた周知・啓発の実施等、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携・接続の強化に取り組みます。	幼保支援課 幼保運営課 教育改革推進課
フリースクール等民間施設との連携について	フリースクールに通う不登校児童生徒に対し、インターネットを活用した学習支援を行います。また、フリースクールなどへ通う要保護・準要保護の児童生徒へ、活動費や通所費の助成を行います。	教育支援課
公立夜間中学の運営	義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、本国や我が国において十分に教育を受けられなかった外国籍の方などが、義務教育の学習内容を夜間に学ぶ場所として、公立夜間中学を令和5年4月に設置し、運営します。	教育企画課
進学準備給付金	生活保護世帯の子どもの大学等への進学の支援を図ることを目的として、大学等に進学した方に対する準備金を支給します。	保護課

２　生活の安定に資する切れ目のない支援

（１）保護者の生活支援

家庭の貧困の状況が社会的孤立を深めることなく、子どもが健全に育成され、深刻な状況に陥ることのないよう配慮するとともに、保護者等の安定した生活や自立、健康確保に向け、速やかに支援を受けられる体制を整備します。

事業名	事業概要	所管課
子育て支援館管理運営	乳幼児の健やかな育成を図るとともに、子育て家庭を支援するため、親子の遊びと交流の場の提供、相談、講座等を行います。	幼保支援課
地域子育て支援センター事業	育児・保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する専任保育士等を配置し、子育て親子の交流の場の提供、各種相談、子育てサークルへの支援、情報提供等地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。	幼保支援課
子育てリラックス館事業	子どもを生み育てやすい環境づくりを推進するため、子育て中の親子が気軽に集い、うちとけた雰囲気の中で相互交流や相談等を行います。	幼保支援課
アフタースクール事業	放課後児童健全育成事業（子どもルーム）と放課後子ども教室を一体的に運営し、希望する全ての児童に安全・安心な居場所と多様な体験・活動の機会を提供するアフタースクール事業を実施します。	生涯学習振興課
外国人児童・保護者対応職員配置	外国人児童・保護者及び保育者の負担軽減を図るため、日本語が堪能でない外国人児童・保護者に対応する通訳事務兼保育補助員の会計年度任用職員を、外国人入所児童の特に多い公立保育所へ配置を行います。	幼保運営課
ひとり親家庭住宅支援資金貸付	母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対して住居の借り上げに必要となる資金を貸し付けることにより、就労又はより稼働所得の高い就労、子どもの高等教育の確保などに繋げ、自立の促進を図ります。	こども家庭支援課

（２）子どもの生活支援

困難な状況に置かれた子どもたちが健全に育成され自立するために、望ましい食習慣や生活習慣を身に着けられるよう食育を推進するとともに、居場所づくりを行うほか、児童養護施設等の退所児童等の自立支援を行います。

事業名	事業概要	所管課
自立援助ホーム心理職配置助成	自立援助ホームにおいて、入所児童の自立を促進するため、心理担当職員の配置に要する費用を助成します。	こども家庭支援課
子どもナビゲーター	複合的な課題を抱える生活困窮家庭等の子どもの生活習慣や生活環境の改善、学習や進学相談等の支援、関係機関との連携など包括的な支援を行う子どもナビゲーターを配置します。	こども家庭支援課
どこでもこどもカフェ、プレーパーク等、子どもの居場所づくりの推進	大人が見守る中、子どもが安全・安心に過ごせ、健やかに成長できる子どもの居場所であるどこでもこどもカフェ及び地域プレーパークを拡充します。	こども企画課
女性の健康支援事業（プレコンセプションケア）	将来の妊娠・出産に向けた心身の健康に関する正しい知識の普及啓発及び相談支援を実施します。	健康支援課

（３）子どもの就労支援

児童養護施設等を退所予定または退所後の子どもに対し、相談支援、生活支援、就業支援を行うアフターケア事業を推進します。

また、ひとり親家庭の子どもに対し、就労が有利になるための高校卒業程度認定資格講座の受講費を支給し、負担の軽減を図ることで、就業支援を促進します。

そのほか、個々の状況に応じて、就労相談及び支援を行っている機関の紹介や同行支援を行うとともに、ハローワークと連携した就労支援を実施します。

事業名	事業概要	所管課
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親又は子が、高卒認定試験の合格を目指し、民間事業者などが実施する対策講座を受講する場合に、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金を支給し、学び直しと就業支援を促進します。	こども家庭支援課
子ども・若者総合相談事業	「千葉市子ども・若者総合相談センターLink」に、就労に関する悩みの相談があった場合、個々の状況に応じてハローワーク、地域若者サポートステーション等、就労相談・支援を行っている機関の紹介や同行支援を行います。	健全育成課
生活保護受給者等就労自立促進事業	千葉労働局、ハローワークと協定を結び、自立・就労サポートセンター窓口や出張相談によるナビゲーター（ハローワーク）の個別的な就労支援を行います。	保護課
労働対策	雇用の安定及び促進を図るため、千葉労働局・ハローワークとの一体的実施施設として、「ふるさとハローワーク」を設置し、各種就労支援事業を行います。	雇用推進課

３　職業生活の安定と向上に資する就労の支援

（１）保護者の就労支援

生活の基盤を安定的に確保するため、保護者の就労を支援します。

事業名	事業概要	所管課
母子家庭等就業・自立支援センター事業（就業支援講習会、就業相談、母子・父子自立支援プログラム策定事業）	（就業支援講習会）ひとり親家庭の母または父に対し、就業に有利な資格取得や知識の習得ができる講習会を開催し、就業支援を行います。 （就業相談、母子・父子自立支援プログラム策定事業）専門の相談員が、就業など自立支援に関するひとり親家庭の方の相談に応じ、それぞれの状況に応じて適切な助言や指導を行うほか、児童扶養手当受給者へハローワークと連携した就業支援を行います。	こども家庭支援課
高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の母または父が、看護師や介護福祉士等の資格取得のため、1年以上指定された養成機関で修業する場合に促進給付金及び修了支援給付金を支給します。	こども家庭支援課
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付	高等職業訓練促進給付金を活用し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の母または父に対して、入学準備金及び就職準備金の貸付けを行います。	こども家庭支援課
自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の母または父が、職業能力開発のための指定講座を受講した場合に、講座終了後に受講料の一部を支給し、学び直しと就業支援を促進します。	こども家庭支援課

（２）経済的な支援

保護者の就労だけでは十分な収入が得られない場合に、手当を支給するほか、各種負担の軽減を図り、最低限の経済基盤や生活の場が保たれるよう支援を行います。

事業名	事業概要	所管課
第3子以降の学校給食費無償化	多子世帯の経済的負担を軽減するため、千葉市立小・中学校（相当校含む）で学校給食の提供を受ける第3子以降の給食費について、これを無償化します。	保健体育課
養育費に関する講習会	離婚前後の親等に生活環境の変化や子供への影響、金銭面の課題など、離婚前に考えておくべき課題を中心に講習会を行います。	こども家庭支援課
弁護士による養育費相談	ひとり親家庭の母などの養育費の確保を支援し、ひとり親家庭の自立を促進するため、弁護士による離婚前後の養育費の取り決めなどに関する内容を中心とした法律相談を実施します。	こども家庭支援課
養育費の取り決めに係る調停などの費用助成	養育費の取り決めを行う予定のひとり親等に対し、家庭裁判所での調停や裁判外紛争解決手続きに係る費用の一部を助成します。	こども家庭支援課
公正証書作成手数料助成	ひとり親等の養育費に関する公正証書等の作成に係る費用の一部を助成します。	こども家庭支援課
養育費確保促進事業	ひとり親等の養育費に関する養育費保証契約の保証料の一部を助成します。	こども家庭支援課

４　子ども・家庭に支援がつながる連携体制の強化

（１）連携体制の強化

自立を目指す子どもたちを支援するため、自立相談支援機関を活用した児童福祉関係者、母子保健関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関の連携によるネットワークの強化に取り組みます。

事業名	事業概要	所管課
子ども家庭総合支援拠点	子どもとその家庭、妊産婦等を対象として、地域の実情把握、調査、継続的支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」の業務を各区で実施します。	こども家庭支援課

（２）支援人材の育成

保育士、幼稚園教諭、学校の教職員等、子どもを取り巻く環境に直接かかわる人員をはじめとして、各種相談員や支援員、ケースワーカー等に、子どもの貧困に関する理解を深め、資質の向上を図るための研修の実施を推進します。

また、社会的養護の推進のため、里親支援専門相談員を設置した児童養護施設に対して財政的支援をするほか、里親人材の確保を図るとともに児童相談所職員の専門性を強化するための研修など相談機能の強化に取り組みます。

事業名	事業概要	所管課
子どもの居場所で活動するボランティアの育成	子どもの小さなSOSに気づき、受け止め、適切に対応できる等、子どもの居場所で活躍するボランティアを育成するために講座を開催します。	こども企画課

（３）社会全体での子どもの支援

社会全体で子どもを支援し、また、様々な支援制度の利用促進を図るため、地方公共団体、民間の企業及び団体等によるネットワークを構築し、官公民の連携・支援体制を推進します。

また、このような取組や既存の制度及び施策等について積極的な情報発信を行います。

事業名	事業概要	所管課
市内事業所・NPO・地域団体等との連携・支援（子ども食堂、インターンシップ等各種自立支援策 等）	地方公共団体と民間の企業及び団体等によるネットワークを構築し、子ども食堂の設置や、インターンシップの受入れなど、官公民の連携と支援体制を確立します。	こども家庭支援課

（４）子どもの貧困対策に関する情報の収集

国が提供する全国的な子どもの貧困の実態や特色ある先進施策の事例などの情報収集や分析を積極的に行い、本市の実情にあった施策の企画、立案に努めます。